

＜客観的な指標の算出方法及び卒業認定に関する方針＞

- 1 履修科目の期末試験は、前期（9月上旬）、後期（2月上旬）に行う。
- 2 追試験は、病気、忌引、交通事故等やむを得ない理由により期末試験を受験しなかった者に対して行う試験をいう。忌引以外の理由で追試験を受験しようとする者は、診断書及び追試験料（1科目2,000円）を添えて申告しなければならない。
- 3 再及び再々試験は、期末試験の不合格者に対して行われる試験をいう。
  - (1) 不合格となった科目の単位を取得するためには、再度試験等を受験しなければならない。
  - (2) 再及び再々試験等を受験しようとする者は、受験料を添えて申告しなければならない（1教科2,000円）。
- 4 追試験は、その学期の成績発表までに通常1回行うものとする。追試験、再及び再々試験に合格した場合の成績は、原則として「C」の評価とする。
- 5 成績の評価は、学年末に行う。履修の認定には、60点以上の成績をもって合格とする。  
ただし、60点に満たない者については、再及び再々試験行う。  
なお、出席時間数が2/3に満たない者は、期末試験は受けられない。
- 6 次の各号に該当する者には、期末・追・再試験の受験を認めない。
  - (1) 学費及びその他納付金あるいは再試験料を未納の者。
  - (2) 出席時間数が基準（2/3以上の出席）に満たない者。
  - (3) 試験開始後15分以上遅刻した者。
- 7 評価基準は、次のとおりとする。
  - (1) 評点は、期末試験（70%）及び平常点（30%）を考慮し100点満点とする。
  - (2) 実技の成績（70%）及び平常点（30%）を考慮し100点満点とする。
  - (3) 評定基準は、4段階評価とし、Dは未認定とする。

評 値	A	B	C	D
評定点	80以上	79～70	69～60	59以下

8 受験に際し不正行為があると認められたときは、その試験期間におけるすべての単位の取得を認めない。

9 欠課者に対して、補習を行う。

- (1) 該当者は、補習時間表により受講するものとする。
- (2) 該当者は、(1)の補習を完全に受講し、単位認定の条件を満たすようにする。
- (3) 補習日については、教科担当者の指示に従うこととする。
- (4) 補習の代金は、1時間1,000円とする。